

福祉部

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、福祉部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分について

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、福祉部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和6年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1) の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政

職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額

は10,388円となるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億4,300万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額20,900円から26,300円となっております。

8ページ目をお願いいたします。

(2)の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行

うものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3) の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえた対応であり、現状の月額564,500円から月額587,800円に引き上げるものです。

10 ページ目をお願いいたします。

(4) の影響額ですが、給料・報酬が5億3000万円余り、期末勤勉手当が1億8600万円余り、合計で7億1700万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

続きまして、予算関係議案説明書の20ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款15使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料の説明欄、児童発達支援等使用料については、利用者の増加による使用料の増額であります。

節2児童福祉使用料の説明欄、公立保育所等保育料については、収入見込みの減少に伴う保育料の減額であります。

説明欄、児童クラブ保育料については、通所登録児童数の増加に伴う保育料の増額であります。

24ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金の説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、福祉部においては、職員の人件費の増額に伴い、国庫負担分を増額するものです。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、職員の人件費の調整に伴い、国庫負担分を減額するものです。

節4児童福祉費国庫補助金の説明欄、子ども・子育て支援交付金のうち、福祉部においては、対象事業の移行や補助基準額の改定等に伴

い、国庫負担分を増額するものです。

説明欄、子育てのための施設等利用給付交付金については、支給見込み額の増加に伴い、国庫負担分を増額するものです。

説明欄、児童虐待防止対策支援事業費補助金のうち、福祉部については、対象事業の移行に伴い、国庫負担分を減額するものです。

26 ページをお願いします。

目7 教育費国庫補助金、節1 教育総務費国庫補助金の説明欄、教育支援体制整備事業費補助金のうち、福祉部については、支給見込み額の増加に伴い、国庫負担分を増額するものです。

款17 県支出金、項1 県支出金、目1 民生費県負担金、節4 児童福祉費県負担金の説明欄、子育てのための施設等利用給付費負担金については、支給見込み額の増加に伴い、県負担金を増額するものです。

28 ページをお願いします。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金、節3 児童福祉費県補助金の説明欄、地域子育て支援事業費補助金のうち、福祉部については、対象事業の移行や補助基準額の改定等に伴い、県補助金を増額するものです。

説明欄、幼児教育・保育無償化円滑化事業費補助金については、職員の人件費の増額に伴い、県補助金を増額するものです。

次に、歳出についてご説明します。

40ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の説明欄、1常勤職員給与費のうち、福祉部においては、福祉政策課及び福祉指導監査課職員の給与改定等による人件費の補正であります。

説明欄、4女性相談推進費については、子ども家庭課の職員の給与改定等による人件費の補正であります。

説明欄、6ふれあいセンター管理運営費については、ふれあいセンターの職員の給与改定等による人件費の補正であります。

説明欄、7会計年度任用職員雇用経費については、福祉部内の職員の給与改定等による人件費の補正であります。

42ページをお願いします。

説明欄、8物価高騰対策緊急支援給付金支給費については、物価高騰対策緊急支援給付金支給事業に係る職員の給与改定等による人件費の補正であります。

目2障害福祉費の説明欄、1常勤職員給与費、2障害者地域生活支援費及び3心身障害者福祉対策費については、いずれも障害福祉課の職員の給与改定等による人件費の補正であります。

目3障害者福祉施設運営費、説明欄、1常勤職員給与費及び2障害

者通所施設運営費については、やまびこ総合支援センターの職員の給与改定等による人件費の補正であります。

4 4 ページをお願いします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の説明欄、1 常勤職員給与費については、所属職員の給与改定等による人件費の補正であります。

説明欄、2 家庭児童相談室運営費、3 地域子育て支援費及び 4 児童福祉対策推進費については、それぞれ所属職員の給与改定等による人件費の補正であります。

目 3 公立保育所等費の説明欄、1 常勤職員給与費及び 2 公立保育所等運営費については、保育園の職員の給与改定等による人件費の補正であります。

目 5 母子福祉費の説明欄、1 母子父子福祉対策費については、子ども家庭課の職員の給与改定等による人件費の補正であります。

目 6 児童クラブ費の説明欄、1 常勤職員給与費及び 2 放課後児童健全育成費については、児童クラブ課の職員及び放課後児童支援員の給与改定等による人件費の補正であります。

目 7 児童館費の説明欄、1 児童館運営費については、児童館の職員の給与改定等による人件費の補正であります。

4 6 ページをお願いします。



項 3 生活保護費、目 1 生活保護総務費の説明欄、1 常勤職員給与費及び生活保護施行事務費については、生活福祉課の職員の給与改定等による人件費の補正であります。

58 ページをお願いします。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 4 教育指導費の説明欄、1 常勤職員給与費のうち、福祉部では、所属職員の給与改定等による人件費の補正を行うものであります。

60 ページをお願いします。

目 7 教育センター費の説明欄、1 常勤職員給与費のうち、福祉部では、教育センターに配置している職員の給与改定等による人件費の補正であります。

項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費の説明欄、1 常勤職員給与費及び 2 幼稚園管理運営費と、63 ページの説明欄、3 養護職員雇用費及び 4 幼稚園講師雇用費については、幼稚園の職員の給与改定等による人件費の補正であります。

目 2 幼児教育振興費の説明欄、1 幼稚園子育て支援費については、幼稚園の職員の給与改定等による人件費の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。